

平成19年度病害虫防除所職員等中央研修の開催

農林水産省消費・安全局は、都道府県病害虫防除所職員等の病害虫防除に係る知識の向上を図るため、毎年中央研修を開催している。今年度は12月17日～20日の4日間、植物防疫所研修センターにおいて、34都府県の病害虫防除所等及び全国5か所の植物防疫所から42名が参加して実施された。

研修では、植物防疫課による「植物防疫を取り巻く諸情勢と植物防疫行政」、神奈川県農業技術センターによる「神奈川県における病害虫防除所の取り組み」の紹介、農産安全管理課農薬対策室による「農薬及びポジティブリスト制度への対応等について」、独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部



による「農薬登録（特にマイナー作物への注意点等）」、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構野菜茶業研究所による「トマト黄化葉巻病とその媒介昆虫（タバココナジラミ）」、千葉県農業総合研究センターによる「気象観測船

による農作物害虫動向調査について」、植物防疫所による「植物防疫所における検疫業務の紹介」、「侵入警戒調査対象病害虫の解説」や「アザミウマ亜科の識別」の講義・実習が行われた。また、ミカンコミバエ種群、ウリミバエ、アリモドキゾウムシ、イモゾウ

ムシの標本が各都府県参加者に配布された。

今回の研修成果が現場での業務に生かされることを期待したい。

海外のニュース 米国がカンキツかいよう病に関する規制を改正

2007年11月、米国農務省（United States Department of Agriculture：USDA）は、カンキツかいよう病に関して、フロリダ州産カンキツ生果実の国内移動規制に関する規則を改正した。これまでUSDAは、2006年8月に発効された暫定規則により、当該生果実の非カンキツ生産州への移動については、①収穫前30日以内の園地検査の実施、②移動前の肉眼検査の実施、③生果実の表面殺菌を行ったもののみ移動を認めてきた。今回の改正では、本病に対する収穫前の園地検査を廃止し、こん包施設で肉眼検査と表面消毒のみの実施という内容に改正された。今回の規則改正は、Animal and Plant Health Inspection Service（APHIS）による病害虫危険度評価とリスク管理分析の結果に基づいて決定されたものであり、病害虫危険度評価では、かいよう病斑がない生果実は、州間移動に関連したリスクはほとんどないと結論づけている。そして、リスク管理分析では、こん包施設で商業的に出荷される生果実のAPHISによる強制的な検査は、フロリダ州からのカンキツか

いよう病のまん延防止に効果的であると結論づけ、これまでと同等のレベルを維持しながら、当該生果実の出荷量を維持もしくは増加できると考えている。

また、カンキツ生産州への出荷禁止措置は継続し、2008会計年度をとおして監視を強化すると表明している。

なお、農林水産省は、米国向け日本産うんしゅうみかん生果実について、現在フロリダ州産カンキツの移動規制よりも厳しい検疫措置が課されていることから、カンキツかいよう病に対する米国内と日本産うんしゅうみかんの措置を調和させるよう米国側に要請している。

参考 http://www.aphis.usda.gov/newsroom/hot_issues/citrus_canker/citrus_canker.shtml

発行所 横浜植物防疫所

発行人 川口 嘉久

編集責任者 金田 昌士

掲載 植物防疫所ホームページ <http://www.pps.go.jp>